

ゴルフ場利用約款

(約款の適用)

第1条 当ゴルフ場をご利用になるお客様には、会員、非会員を問わず快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、本規約、ゴルフ規則(JGA制定)、当クラブ諸規則等に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場をご利用になるお客様が、当日フロントにおいて本約款を確認のうえ、所定の署名簿に署名をいただきご利用の申し込みをして下さい。これにより当ゴルフ場が利用される方にロッカーキーをお渡ししたときに、利用契約が成立します。

(利用の申込)

第3条 当ゴルフ場を利用される時は、ご利用のご案内で定める方法での予約が必要です。ただし次の場合には予約申し込みの受付をお断りします。

- (1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- (2) 天災、悪天候、事故その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- (3) 利用者が暴力団、暴力団員、暴力関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という)に所属していると認められたとき。
- (4) 利用者が集団、または常習として暴力的行為を行う虞があると認められるとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがある者と認められるとき。
- (5) 偽名または他人名義で申し込みをしたとき。

(違約金等)

第4条 予約をキャンセルされる場合等の違約金手続きについては、当ゴルフ場のご利用の案内等で定める規定に従っていただきます。

(利用の拒絶)

第5条 当ゴルフ場は、次の場合施設の利用をお断りいたします。

- (1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- (2) TシャツGパン及びサンダル等ゴルフ場にふさわしくない服装のとき。
- (3) 天災事故、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズ若しくはプレー継続延長が不可能と認められるとき。
- (4) 利用者が暴力団等反社会勢力に所属していると認められたとき。
- (5) 暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
- (6) 利用者が集団、または常習として暴力的行為を行う虞があると認められるとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがある者と認められたとき。
- (7) 偽名または他人名義で申し込みをしたとき。
- (8) 入れ墨がある等の事由により、当ゴルフ場を利用させることが好ましくないとき。
(入れ墨をした方の浴場の利用)
- (9) 技術が著しく未熟で、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
- (10) ルール・マナーを守らないとき。警告を無視してスロープレーを改めないとき。
- (11) その他本約款に違反した場合、または当ゴルフ場の定めるにあたり好ましくない事由がある場合。

(利用継続の拒絶)

第6条 当ゴルフ場は次の場合には、利用の継続をお断りいたします。

- (1) 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- (2) 天災、その他やむを得ない事情により施設の利用が出来ないと判断されるとき。
- (3) 施設の利用開始後、第5条に該当することが判明したとき。
- (4) 技術未熟およびマナーに欠け、他の利用者に対し著しく迷惑を及ぼしたとき。
- (5) その他、本約款に違反したとき。

(休業日、開場時間、スタート時間)

第7条 当ゴルフ場の休業日と開場時間及びスタート時間は当ゴルフ場の定める所によります。ただし臨時的に変更することがあります。

(料金の支払い)

第8条 料金の支払いは、邦貨またはゴルフ場が認めたクレジットカードによりフロント及び自動精算機にて行っていただきます。

(金銭その他貴重品)

第9条 貴重品は必ずセーフティボックスにお預けください。その他の貴重品の盗難等については、ゴルフ場では一切責任を負いません。

(携帯品、自動車)

第10条 携帯品及び場所を提供している駐車場の自動車及び車内の盗難、損傷については責任を負いません。

(ロッカーの使用・鍵)

第11条 ロッカーには金銭その他貴重品はお入れにならないで下さい。ロッカー内の金銭その他貴重品の盗難については責任を負いません。
また、ロッカーの鍵はゴルフ場でお預かりいたしませんので、ご自身でお帰りまで保管(携帯)して下さい。
ロッカーの鍵紛失の場合は別途料金を請求いたします。

(宅配便の事故)

第12条 宅配便に就いてはその物品の受領、保管、発送等において当ゴルフ場はあくまでも当事者を代行し行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任を負いません。

(乗用ゴルフカートの利用)

第13条 (1) 乗用ゴルフカートをご利用の場合は、安全運転を遵守し、プレー目的以外の使用はお断りします。運転は自動車の運転免許取得者のみとします。
(2) 乗用ゴルフカートは、当ゴルフ場が定める場所以外の運転を禁止します。
(3) 利用者は乗用ゴルフカートに故障等がある場合、またその虞がある場合速やかに当ゴルフ場従業員にお申し出ください。
(4) お客様の故意または過失を起因とする事故については一切の責任を負いません。またこの場合、乗用ゴルフカートの損傷については、損害費用を請求することがあります。

(危険防止責任とエチケットマナーの厳守)

第14条 ゴルフ時により大変危険を伴う場合がありますのでプレイヤーはエチケット、マナーを守り、自己の責任により安全を確認した上でプレーしていただきます。

(ティーイングエリアにおける素振り)

第15条 素振りはティーマーク内の打席、または特に指定された場所以外ではなさないでください。特に打者以外のプレイヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい。

(飛距離確認、キャディ及びフォアキャディの合図)

第16条 キャディ及びフォアキャディ等の合図は先行組が2打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断されるときに合図であり、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して安全確認の上打球して下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第17条 同伴プレイヤーは打者の前方には絶対に出ないで下さい。また他のプレイヤーの打球に十分注意して、危険回避して下さい。

(隣接ホールへの打込み)

第18条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレイヤーは自己の飛距離、飛球方向について適切に判断して慎重に打球して下さい。
万一反打込んだ場合はそのホールのプレイヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに自己の同伴プレイヤーにも充分注意してください。
プレイヤー同士の事故については、プレイヤー間において解決して頂き、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(退避及び待避所)

第19条 先行組のプレイヤーは、後続組に対して打球させる際、後続組が全員打ち終わるまで待避所または安全な場所に避難して下さい。

(ホールアウト後の退去)

第20条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを立ち去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、速やかに次のホールへ進んでください。

(プレーの進行)

第21条 プレーの進行については特に注意して、前の組と1ホール以上の間隔を開けないようにして下さい。ボール探しは3分以内をお願いします。ハーフ2時間10分を目処としてプレーの進行にご協力ください。

(落雷が近づいた場合)

第22条 雷警報または雷鳴が近づき危険を感じた場合は、当ゴルフ場の従業員の指示の有無にかかわらず直ちにプレーを中止し、待避所等安全と思われる場所に避難して下さい。

(プレー開始前、終了後のクラブ確認)

第23条 利用者はプレー開始前に自己のクラブ及び携帯品を確認して下さい。利用者がプレーを終了した場合はクラブ及び携帯品を点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足、クラブ、キャディーバック等損傷等について、ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(火気使用の禁止)

第24条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所での喫煙を除き厳禁とします。煙草の吸殻、マッチの燃殻は必ず良く消して灰皿にお入れ下さい。

(違反の場合の責任)

第25条 当ゴルフ場は次の場合に損害賠償の責任を負いません。

- (1) 利用者が第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第20条及び第24条に違反して第三者に損害等の事故を発生させた場合。
- (2) 利用者が第13条、第14条、第15条、第17条、第19条、第20条、第22条及び第24条に違反して自ら損害等の被害を受けた場合。

(施設に被害を与えた場合)

第26条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の使館に損害を与えた場合はその損害額を賠償していただきます。

(ゴルフ場内への持込品禁止)

第27条 ゴルフ場内へ下記のものを持込むことを禁止いたします。

- (1) 動物ペット類
- (2) 悪臭を放つもの
- (3) 鉄砲刀剣類
- (4) 火薬、揮発油等発火、爆発のおそれのある危険物
- (5) 騒音を発するもの
- (6) ゴルフ場施設の適切な利用を妨げるもの
- (7) その他、危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(行為の禁止)

第28条 ゴルフ場内で下記の行為はお断りいたします。

- (1) 賭博、暴力その他風紀を乱す行為。
- (2) 物品販売、宣伝広告の行為(特に許可した場合は除く)
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。
- (4) 利用者以外(含ギャラリー)のコース内への立ち入り(特に許可した場合は除く)尚特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が傷病等の被害を受けた場合、ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。
- (5) カメラ、ビデオ等による撮影録音等の行為(特に許可する場合は除く)
- (6) コース内での携帯電話等の使用。

(違背の場合の責任)

第29条 利用者がこの利用約款に違背して第三者に損害等の事故を発生させた場合、及び自ら傷害等の被害を受けた場合は、ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。

(服装)

第30条 別に定める当クラブ服装基準に従って頂きます。

(身分証明書の携帯とその責任)

第31条 会員が当クラブを利用する場合、フロント受付時にゴルフ場従業員から要請がある時は身分証明書の提示をお願いします。尚、身分証明書の提示がない場合は、非会員としてお取り扱いする事もございますのでご了承下さい。

(忘れ物)

第32条 当ゴルフ場での忘れ物は発見の日から3ヶ月間お預かりいたします。本人であることを証明して期限内にお引き取りください。但し、下着類、その他腐りやすいものはこの限りではありません。

(信義則)

第33条 その他、会則、本約款の定めない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決されるものとします。

(改定)

第34条 本利用約款は必要に応じて予告なく改定する事があります。